

## 第5章 本宮市水防計画

### 第1 総則

#### 1. 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、福島県知事から水防管理団体に指定された本宮市が、同法第33条第1項の規定に基づき、本宮市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本宮市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって市民の安全を保持することを目的とする。

#### 2. 水防計画

この計画は、本宮市水防計画として、本宮市防災会議が作成及びその実施を推進する。

### 第2 水防組織

#### 1. 水防本部

水防法第10条、第11条、第16条及び気象業務法第14条の2の規定に基づき、水防に係る特別警報・警報・注意報等又は地震等により、洪水等のおそれがあると認められるときから、そのおそれがなくなったと認められるときまで、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

##### （1）設置基準

次のア～ウに該当したとき、及び水防本部長が必要であると認めたときに設置する。

ただし、注意報の場合は諸状況を判断の上、水防本部長が特に必要であると認めた場合に限り設置するものとする。

ア 次の気象注意報及び警報、特別警報が発表されたとき。

注 意 報：大雨、洪水の各注意報

警 報：大雨、洪水の各警報

特別警報：大雨特別警報

イ 水防法第10条第2項及び第11条第1項による洪水予報が発表されたとき。

ウ 水防法第16条第1項による水防警報が発表されたとき。

エ その他水防本部長が必要であると認めたとき。

##### （2）事務局

水防本部の事務局は防災対策課に置くものとする。

##### （3）水防本部の係員の非常参集

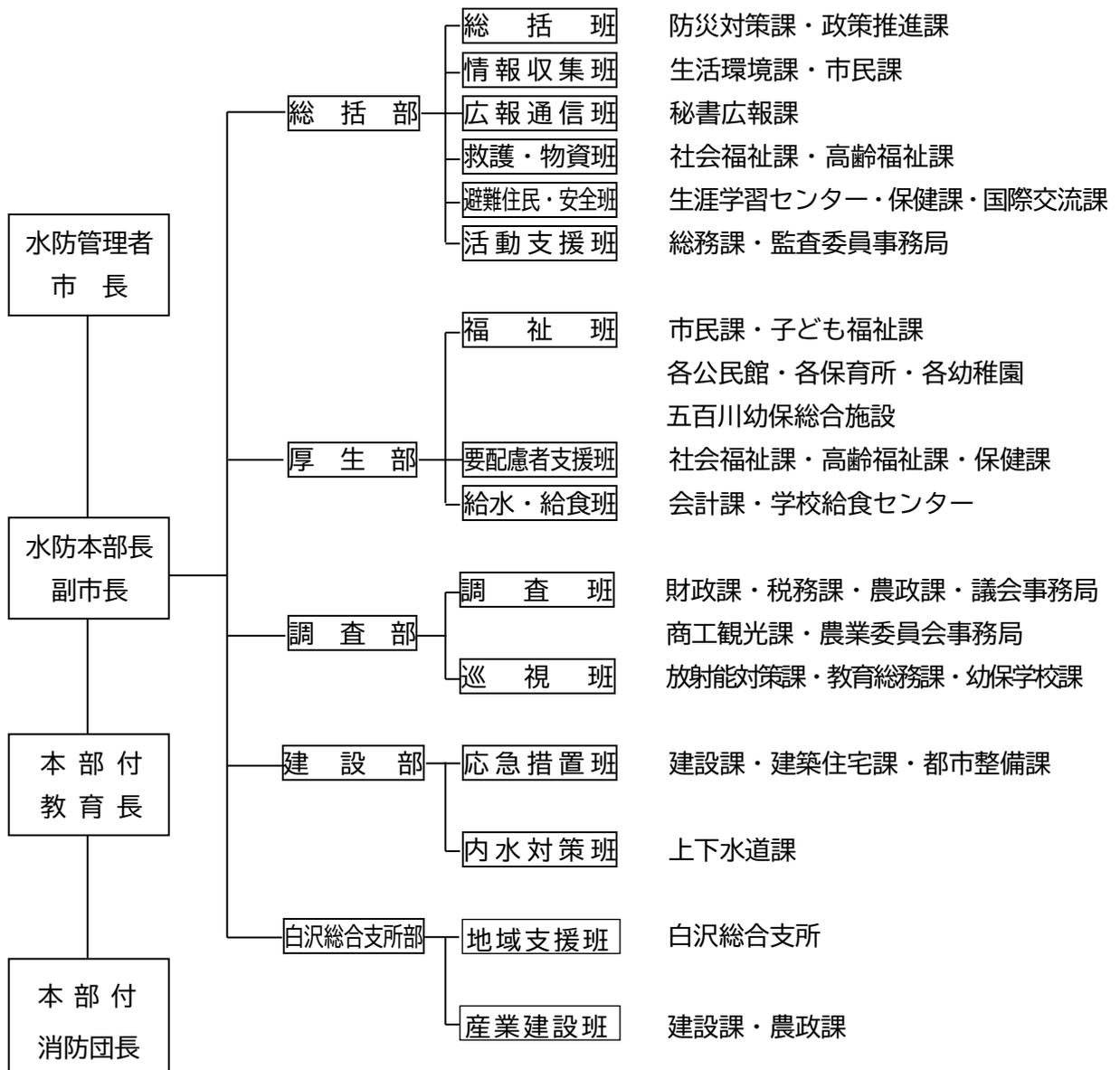
事務分担する係員は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し水防本部長の指揮を受けるものとする。

2. 水防本部の組織

(1) 水防本部組織表

水防本部の組織は、水防本部組織表による。

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により、本市に災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の組織に入り水防事務を処理する。



## (2) 水防事務分掌

本部の事務分掌は、次のとおりである。

## 本宮市水防本部の事務分掌

部名	班 名	分 掌 事 務
総 括 部	総 括 班	1 水防本部長の命令伝達に関する事。 2 各部との連絡調整に関する事。 3 国・県等に対する報告に関する事。 4 消防機関との連絡調整に関する事。 5 水防本部の記録に関する事。 6 水防本部の庶務・財務に関する事。 7 警察署との連絡に関する事。 8 その他各班の所掌に属さない事。
	情報収集班	1 災害情報の収集及び集約に関する事。
	広報通信班	1 広報・情報伝達に関する事。
	救護・物資班	1 救護所の設置・運営に関する事。 2 支援物資等受付・配分に関する事。
	避難住民・安全班	1 避難者の名簿作成に関する事。 2 避難者の安全確保に関する事。
	活動支援班	1 非常招集、職員動員に関する事。 2 出動職員の給食に関する事。 3 被災職員に関する事。
厚生部	福 祉 班	1 避難所の確保・管理に関する事。 2 罹災者の寝具・収容等に関する事。 3 罹災者に対する援護対策に関する事。 4 義捐金等の受付配布に関する事。
	要配慮者支援班	1 要配慮者の支援に関する事。 2 環境衛生・食品衛生の保持に関する事。 3 伝染病の予防・医薬品・衛生資材の確保、配分に関する事。
	給水・給食班	1 断水時における飲料水の供給に関する事。 2 給食に関する事。
調査部	調 査 班	1 被害状況（公有財産・農作物等を含む。）調査に関する事。 2 罹災世帯及び世帯人員の調査に関する事。
	巡 視 班	1 河川周辺・内水被害の巡視に関する事。
建設部	応急措置班	1 水防活動指導、資機材の調達・受払に関する事。 2 被害地の応急対策に関する事。 3 建設業組合との連絡調整に関する事。
	内水対策班	1 雨水排水ポンプ場の監視・稼働、情報の収集に関する事。

支所部 白沢総合	地域支援班	1 災害情報の収集及び集約に関すること。 2 広報・情報伝達に関すること。 3 非常招集、職員動員に関すること。 4 出勤職員の給食に関すること。
	産業建設班	1 河川等の巡視に関すること。 2 被害状況（公有財産・農作物等を含む。）調査に関すること。 3 被害地の応急対策に関すること。

### 第3 重要水防区域

#### 重要水防区域並びに溜池調書

- (1) 直轄管理河川・・・・・・・・別表－1（P122）
- (2) 県管理河川・・・・・・・・別表－2（P123）
- (3) 市管理河川・・・・・・・・別表－3（P123）
- (4) 溜池・・・・・・・・別表－4（P124）

### 第4 水防施設

#### 1. 水防倉庫の資器材備蓄基準

##### (1) 水防資材取扱要領

- ア 資材の使用に際しては、水防以外の如何なる工事にも使用することを許さないものとする。
- イ 資材の受払いについては、帳簿を常に記入しておかなければならない。

##### (2) 水防倉庫

次の基準をもとに、危険区域の実態に即応した、必要な器具資材等を備えておくものとする。

	品名、規格	単 位	数 量		品名、規格	単 位	数 量
器	スコップ	丁	60	資	丸太（2.0m）	本	50
	掛矢	〃	35		〃（2.5m）	〃	100
	唐ぐわ	〃	40		〃（3.5m）	〃	50
	ペンチ	〃	20		土のう袋	袋	2,000
具	おの	〃	10	材	ビニールシート	枚	10
	なた	〃	15		縄	丸	20
	鋸	〃	15		鉄線	Kg	20
	鎌	〃	15				

（備 考）

- \* 竹材、モッコ、その他、水防工法上必要な資機材若干量も備蓄しておくこと。
- \* 低湿地帯で土のう用土砂の採取不可能な地区については、土砂を備蓄しておくこと。
- \* 資器材の規格については、実情に応じて変更すること。

## 2. 調達可能水防資材

備蓄資材の使用または損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、水防資材取扱業者と予め連絡調整をしておくものとする。

なお、各分団において状況の急変等により水防本部に要請する時間的余裕がないときは、各分団長は当該地域の業者により調達するものとする。この場合は、その旨を水防管理者あて報告するものとする。

## 3. 輸送

(1) 水防資材、器具の輸送のためトラックなどの運搬具を整備し、必要に際して緊急輸送に当たらせるものとする。

(2) 緊急のため運搬車両の不足を生じ、やむを得ない場合は官民を問わずあらゆる輸送機関をこれに優先せしめるものとし、この場合警察署長等に連絡応援を求めるものとする。

## 4. 費用負担と公用負担

### (1) 費用負担（法第41条、第42条）

水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用は各々当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間で協議によって決める。

又、水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは当該水防に要した費用は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。

### (2) 公用負担（法第28条）

水防のため必要あるときは、水防管理者、水防団長、又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。

必要な土地の一時使用

土石、竹林、その他の資材の使用

車両、その他の運搬具又は、器具の使用

工作物その他の障害物の処分

#### ア 公用負担権限証明書

水防法第28条により公用負担を命じる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書をその他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すべきものとする。

<p style="text-align: center;">第 号 公用負担権限証明書</p> <p style="text-align: center;">本宮市消防団</p> <p>上記の者 区域における水防法 第28条第1項の権限行使を委任すること を証明する。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本宮市長 印</p>	<p style="text-align: center;">水 防 法</p> <p>第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。</p> <p>2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。</p>
---	---

イ 公用負担命令票

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次のような命令票を目的別の所有者又は、これらに準ずるべき者に手渡して、これをなすものとする。

第 号	<b>公 用 負 担 命 令 票</b>	
1 目的物	種 類	数 量
2 負担の内容	使用、収用、処分	
令和 年 月 日		
様		
本宮市長		印
事務担当者		印

## 第5 水位、雨量の観測所

## 1. 水位観測所

## (1) 水防活動に必要とする量水標

番号	河川名	量水標 の名称	位置		水防団 待機水位	氾濫 注意水位	通報先	管理者
			大字	字				
1	阿武隈川	本宮水位	本宮	下町	4.00m	5.00m	国土交通省	国土交通省
2	安達太良川	本宮雨量水位	本宮	上千束	1.30m	2.00m	二本松土木事務所	二本松土木事務所
3	五百川	荒井水位	荒井	諸小沢	3.50m	4.80m	二本松土木事務所	二本松土木事務所

## 2. 雨量観測所

## (1) 水防活動に必要とする観測所

番号	管理機関	観測所名	所在地	観測員名
1	福島県	本宮雨量水位	本宮市本宮字上千束58-23	二本松土木事務所

## (2) その他の観測所

番号	管理機関	観測所名	所在地	観測員名
1	本宮市	本宮市役所 白沢総合支所	本宮市白岩字堤崎494-22	本宮市役所 白沢総合支所
2	国土交通省	本宮 (国道4号線)	本宮市青田	国土交通省 福島河川国道事務所

第6 気象情報、水防情報の連絡

1. 水防通信連絡

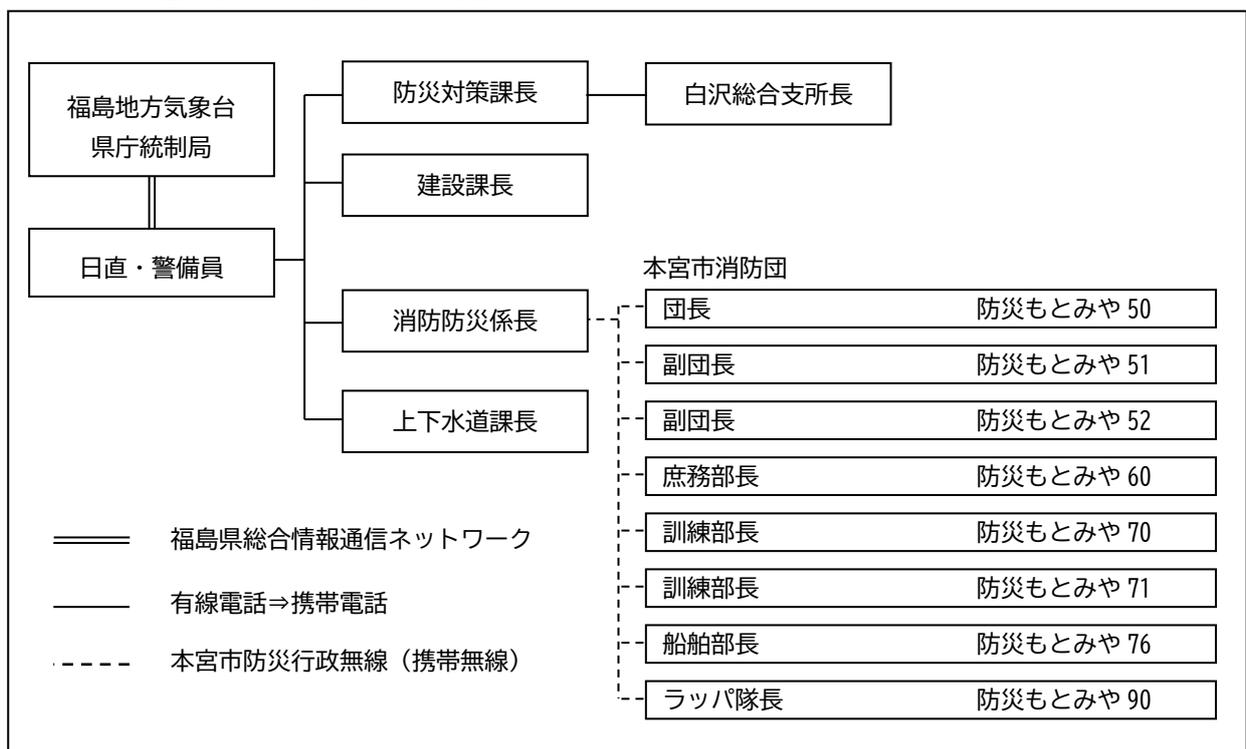
(1) 水防関係機関連絡表

通 報 先	局 名	番 号	摘 要
福島県二本松土木事務所	二本松 0243	(22)1151	
国土交通省福島河川国道事務所	福 島 024	(546)4331	
国土交通省福島河川国道事務所郡山出張所	郡 山 024	(943)6591	

(2) 庁内水防用務連絡表

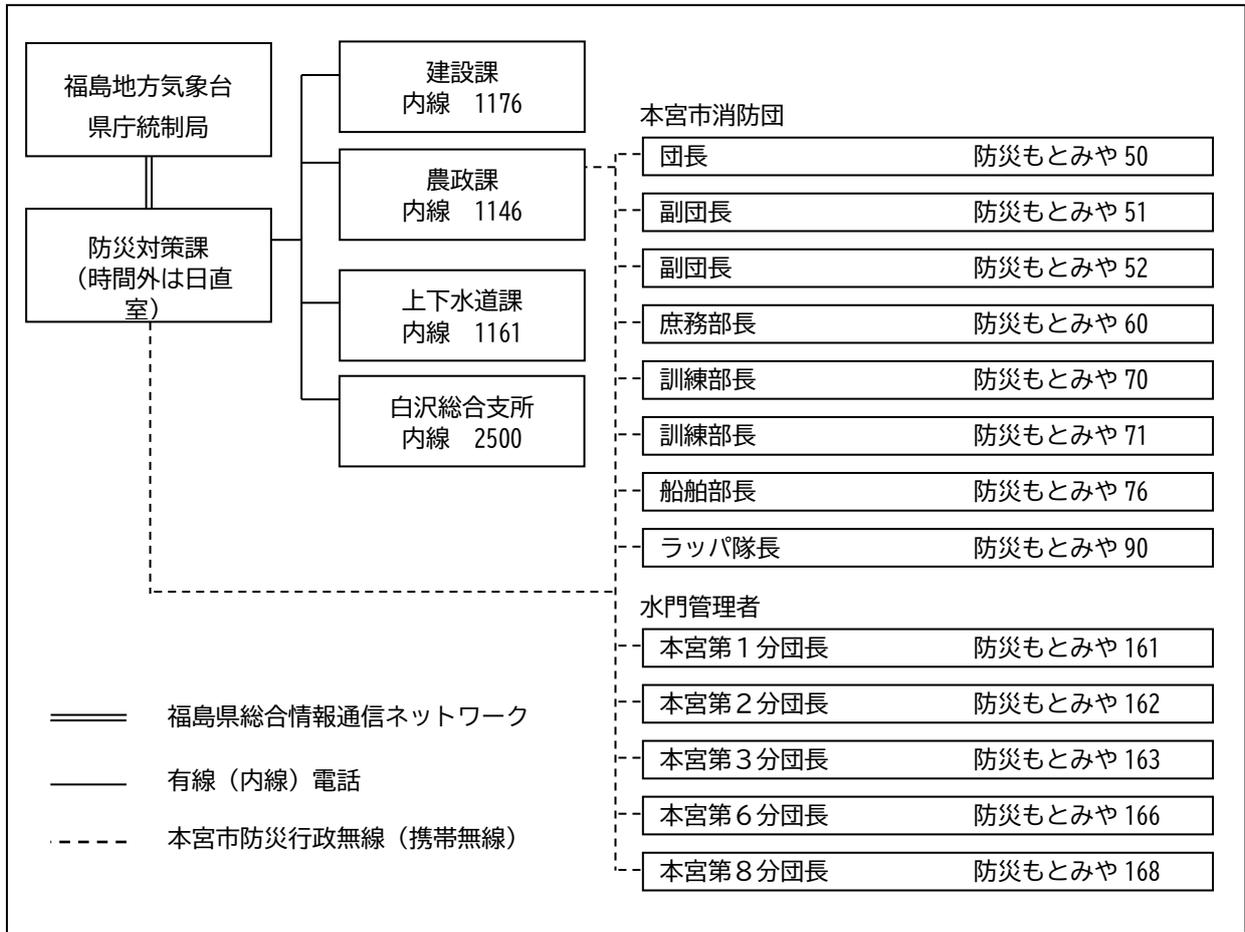
課 名	庁内電話番号	課 名	庁内電話番号
防災対策課	24-5365 内線 1119	農 政 課	24-5385 内線 1146
財 政 課	24-5305 内線 1131	商工観光課	24-5381 内線 1141
建 設 課	24-5391 内線 1176	上下水道課	24-5413 内線 1161
白沢総合支所	44-2111 内線 2500		

(3) 退庁後水防用務連絡系統図

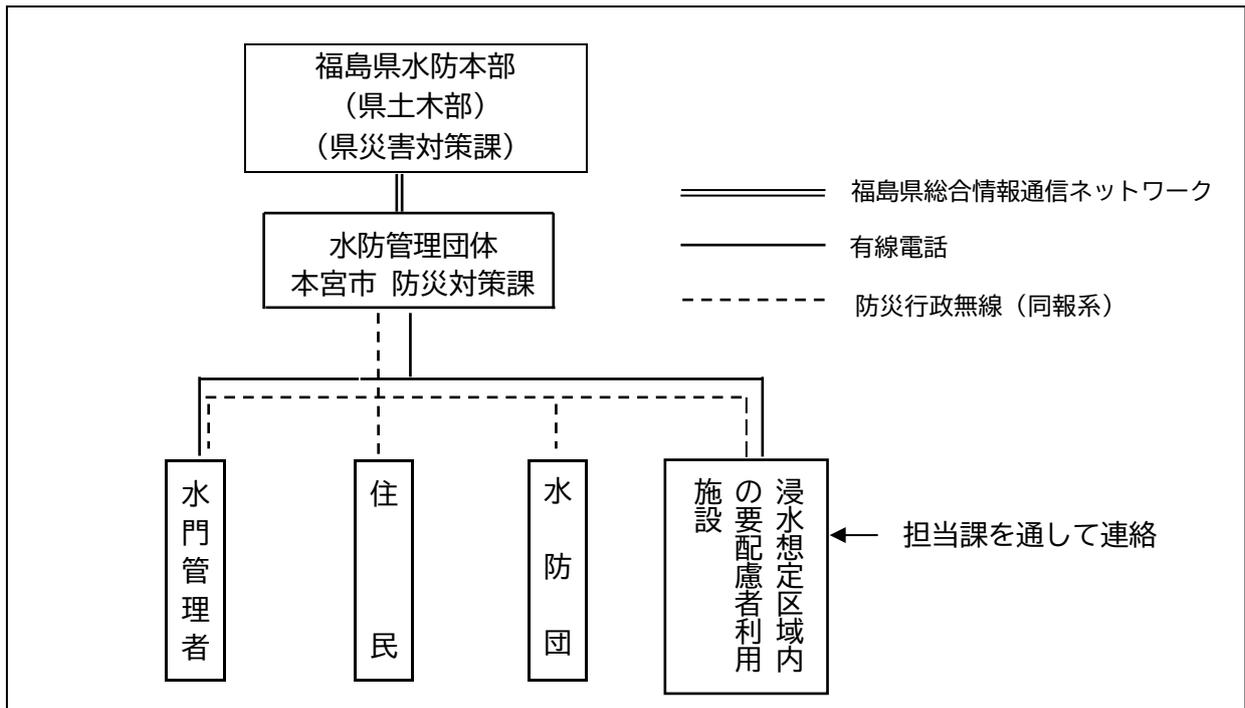


2. 通報と伝達の系統図

(1) 水防用気象予警報伝達系統図



(2) 水防警報伝達系統図



第7 水防警報

水防法第16条第1項により国土交通大臣並びに県知事が水防警報を行う指定河川等、及び警報要領は次のとおりである。

1. 国土交通大臣が行う水防警報

(1) 阿武隈川

ア 水防警報を行う区域

河川名	区 域	
阿武隈川	左岸 福島県須賀川市前田川字二枚橋地先 右岸 // 石川郡玉川村大字竜崎字滝山地先	} 須賀川市乙字大橋から
	左岸 // 二本松市上川崎字畑中地先 右岸 // 二本松市小セ川地先	
	左岸 福島県福島市黒岩字房ノ内地先 右岸 // 福島市小倉寺字加登内地先	} 福島市蓬莱橋から
	左岸 宮城県伊具郡丸森町耕野字岩92番の1地先 右岸 福島県伊達市梁川町舟生字明神前地先	

イ 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所	所在地	氾濫注意水位	氾濫危険水位
阿武隈川	須賀川	須賀川市江持	4.50m	7.70m
//	阿久津	郡山市阿久津町	5.50m	7.90m
//	本宮	本宮市本宮	5.00m	7.90m

ウ 水防警報発表者

発表責任者 東北地方整備局 福島河川国道事務所長

エ 対象量水標の水防警報の範囲

河川名	量水標名	待機	準備	出動	解除	その他特に必要な事項
阿武隈川	本宮	水位4.00mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位4.50mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水位5.00mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通知する

## 第8 水防活動

## 1. 水防巡視

(1) 水防本部長は、洪水予報などの通知を受けたときは、直ちに各河川の消防分団長に対しその通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。また、河川水位が〔第5の1〕水位観測所の水防団待機水位又は氾濫注意水位に達したときは、直ちに関係消防団長に通知するとともに、福島県水防信号規則（昭和24年規則第91号）に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動に当たらせるものとする。

## (2) 分団の水防受持区域

担当分団	受け持ち区域	人員	集合場所	責任者
本宮 第1分団	鳴瀬・太郎丸・上町・中条・下町の区域を流れる河川、及び支流	25人	本宮 第1分団屯所	本宮 第1分団長
本宮 第2分団	荒町・仲町・大町・弁天・作田・大貫の区域を流れる河川、及び支流	25人	本宮 第2分団屯所	本宮 第2分団長
本宮 第6分団	仁井田の区域を流れる河川、及び支流	25人	本宮 第6分団屯所	本宮 第6分団長
本宮 第7分団	高木の区域を流れる河川、及び支流	25人	本宮 第7分団屯所	本宮 第7分団長
白沢 第1分団	糠沢の区域を流れる河川	25人	白沢 第1分団屯所	白沢 第1分団長
白沢 第2分団	和田の区域を流れる河川	25人	白沢 第2分団屯所	白沢 第2分団長

(3) 各分団長は洪水予報の通知を受けたときは、随時河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況などを水防管理者に報告するものとする。

なお、水位が氾濫注意水位に達したときは、水防管理者の指示に基づき水防信号の第1信号により地域住民に周知するものとする。

(4) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位に達したときは、常時河川、堤防を巡視し洪水の恐れを察したときは、直ちにその状況を水防管理者に報告するとともに水防管理者の指示に基づき第2信号を打鐘し、団員を召集し水防活動にあたらせるものとする。

(5) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域内住民の出勤を求める必要があるときは、直ちに水防管理者に報告するとともに水防管理者の指示に基づき第3信号を打鐘するものとする。

(6) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立ち退きを必要と認めるときは直ちに水防管理者に報告するとともに水防管理者の指示に基づき第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するものとする。

## 2. 出動及び水防作業

(1) 水防管理者が管下の消防団を非常配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

- ア 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合。
- イ 水防警報指定河川等にあつては知事等からの警報を受けた場合。
- ウ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があつた場合。

(2) 水防法第17条による水防団の出動段階は次のとおりである。

- 第1段階 待機 水防団の足止めを行うもの。  
(概ね水防に係る気象情報等が発せられ、洪水が予想される場合。)
- 第2段階 準備 水防活動の準備を通知するもの。  
(概ね河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予想されるとき。)
- 第3段階 出動 水防団の活動を通知するもの。  
(概ね河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇するおそれがあるとき。)
- 第4段階 解除 水防活動の終了を通知するもの。  
(概ね水防警報等が解除され、かつ河川が氾濫注意水位以下になる等、水防上の危険が解消されたとき。)

(3) 水防作業の留意点

- ア 水防団員は、出動前には家事を整理し、出動した後は部署を遵守すること。
- イ 作業中は上司の命令に従い、団体行動をとり、常に所在を明らかにすること。
- ウ 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重に期し、私語を慎み、「漏水」「破堤」等の想像による言葉などでみだりに人身を動揺させてはならない。
- エ 洪水時において堤防に異常が起る時期は、滞水時間にもよるが、概ね水位が最大のとき、又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いので、洪水の最盛期を過ぎても十分減水するまで厳重に警戒すること。
- オ 地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意するものとし、河川の水位に応じ被害の拡大を防止すべく適切な措置をとるものとする。

## 3. 水防通報及び避難場所

(1) 決壊等の通報

堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を二本松土木事務所及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体並びに東北地方整備局福島河川国道事務所に通報するものとする。通報を受けた土木事務所はこれを水防本部、警察その他必要な機関に連絡するものとする。

(2) 避難のための立退き

水防管理者が必要と認めたときは、各種の広報手段によって、水防法第29条の規定による立ち退き又はその準備を指示する。水防管理者は、予定立ち退き先、経路及び可能水防措置をあらかじめ定めておくものとする。

## (3) 水防通報及び避難場所

番号	河川名	決壊予想位置		戸数	人員	避難場所
		大字	字			
1	阿武隈川	高木	猫田、長畑他	51	154	高木地区公民館、総合体育館
2	〃	仁井田	葉山、石田	2	5	仁井田地区公民館
3	〃	本宮	弁天	7	21	多世代交流施設あぶくま憩の家
4	安達太良川	本宮	欠下、千代田	40	120	本宮まゆみ小学校 本宮第一中学校体育館
5	〃	本宮	馬場	56	168	本宮小学校
6	〃	本宮	矢来	120	360	本宮まゆみ小学校 本宮第一中学校体育館
7	百日川	本宮	柳ノ内	2	7	多世代交流施設あぶくま憩の家
8	五百川	仁井田	葉山、一里壇	5	5	仁井田地区公民館

## 4. 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がないと認めたときは、水防解除を命じこれを一般に周知させる。

## 5. 水防活動の報告

- (1) 各分団長は、水防活動終了後2日以内に別記様式により水防管理者に報告しなければならない。
- (2) 水防管理者は土木事務所経由で知事に水防活動を報告するものとする。

## 第9 水防演習

水防法第32条の2により毎年消防団等による水防訓練を行うものとする。

## 1. 実施期日

6月～8月

## 2. 実施内容

## (1) 水防訓練

水防工法、救助、広報等の訓練

## (2) 水防のPR

水防の重要性をポスター、パンフレット、しおり等で住民にPRする。

別表－1 直轄管理河川

## 阿武隈川 【令和3年度評定】

番号	距離標	重要水防区域		予想される 危険概要及び 評価種別	対策水防工法
		地区名及び 左右岸の別	延長 m		
1	67.6K+100 68.0K+125	本宮 左岸	486 486	堤防高 B	積土のう
2	68.0K+125 68.2K +50	〃	124 124	堤防高 B	積土のう
3	68.0K+125	〃	工作物	昭代橋 B	
4	68.2K +95 68.4K +25	〃	128 128	堤防高 B	積土のう
5	68.4K +80	〃	工作物	安達橋 B	
6	69.4K+ 55 69.4K+135	〃	82 82	堤防高 A	積土のう
7	63.6K+175 64.4K+ 80	白沢下流 右岸	721 721	堤防高 A	積土のう
8	67.0K+ 50 68.0K+145	本宮 右岸	1,071 1,071	危険箇所 67.2K B	積土のう
9	68.4K+160	〃	工作物	百目木樋管 A	
10	67.6K+ 90 67.6K+165	本宮 左岸	100 100	旧河道	
11	68.2K+100 68.4K+ 20	〃	128 128	新堤防	
12	68.4K+ 25 69.0K+ 95	〃	723 723	新堤防	
13	69.0K+160 69.4K+ 55	〃	162 162	新堤防	
14	68.0K+145 68.4K+100	本宮 右岸	359 359	新堤防	
15	68.4K+120 68.4K+180	〃	59 59	旧河道	
16	68.6K+135 69.8K+ 15	〃	1,001 979	新堤防	
17	69.6K+170 69.6K+190	〃	22 22	旧河道	

注)上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

別表－2 県管理河川

番号	河川名	消防分団名	重要水防区域			予想される危険概要 戸数・氾濫面積	被災予想区域
			左右岸の別	位置 字名	延長 m		
1	安達太良川	本宮 第1分団 第2分団	両岸	本宮字下町 (千代田橋)	900	溢水 78戸・3ha	本宮字南町裡 本宮字馬場
2	百日川	本宮 第2分団	両岸	本宮字柳ノ内 本宮字弁天	720	溢水 32戸・2ha	本宮字柳ノ内 本宮字弁天
3	五百川	本宮 第8分団	両岸	関下字大柳 関下字向川原	600	溢水 8戸・8ha	仁井田字瀬戸川 仁井田字下ノ原
4	五百川	本宮 第5分団 第6分団	両岸	仁井田字一里壇 荒井上字恵畑	2,500	溢水 11戸・8ha	仁井田字一里壇 荒井字葉山
5	仲川	白沢 第1分団	両岸	糠沢字小田部	800	溢水	糠沢字小田部
6	朝日出川	白沢 第3分団	両岸	白岩字田中		溢水	白岩字田中

別表－3 市管理河川

番号	河川名	消防分団名	重要水防区域			予想される危険概要	被災予想区域
			左右岸の別	位置 字名	延長 m		
1	作田排水路	本宮 第2分団	両岸	本宮字作田	600	溢水	本宮字作田 本宮字大貴
2	百目木排水路	本宮 第7分団	両岸	高木字百目木	300	溢水	高木字百目木 高木字舟場
3	堂川	本宮 第6分団	両岸	仁井田字一里壇	600	溢水	仁井田字一里壇 仁井田字葉山
4	矢沢川	本宮 第8分団	両岸	岩根字矢沢	100	洗掘	岩根字輪ヶ渚 岩根字矢沢
5	関下排水路	本宮 第8分団	両岸	関下字下関下	200	洗掘	関下字下関下 関下字諸子沢

別表－4 溜池

番号	池沼名	水系名支線名	所在地	受益面積 (ha)	型式	貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤高 (m)	堤長 (m)	要改修 内容
1	蛇ノ鼻上ノ池	阿武隈川・安達太良川	本宮字蛇ノ鼻 71	6 0	土堰堤	24,000	5.5	81	
2	蛇ノ鼻中ノ池	〃	本宮字蛇ノ鼻 74	6 0	〃	55,000	6.4	153	
3	蛇ノ鼻下ノ池	〃	本宮字天ヶ 63-2	6 0	〃	19,000	7.0	89	
4	宮ノ池	阿武隈川・瀬戸川	本宮字平井 339	5	〃	5,900	2.9	65	
5	兼谷池	阿武隈川	本宮字兼谷	4	〃	5,900	3.5	50	
6	ヒシ池	阿武隈川・瀬戸川	本宮字平井 78	5	〃	2,900	2.3	66	
7	年中池	〃	青田字年中	1 1	〃	7,000	13.0	90	
8	錫杖池	〃	青田字碓森 538	1 1	〃	3,500	4.5	76	
9	新池	〃	青田字西原	6	〃	17,000	8.3	275	
10	大谷池	〃	青田字大谷 537	5 0	〃	59,000	3.8	288	
11	金亀池	〃	青田字右城久保	5	〃	2,000	3.1	69	
12	銭亀池	〃	青田字右城久保	5	〃	5,000	3.6	97	
13	戸張池	〃	青田字戸張	1 0	〃	17,000	5.5	101	
14	蔵内池	〃	青田字蔵内 38	7	〃		2.2	60	
15	大池	阿武隈川・五百川	岩根字池ノ下	4 0	〃	59,000	7.5	26	
16	静ヶ池	〃	岩根字深沢	6	〃	5,000	4.4	108	
17	三池	〃	岩根字三合原	5	〃	5,000	4.3	124	
18	荒池	〃	岩根字三合原	6	〃	9,000	5.9	108	
19	二ツ池上	〃	岩根字蛇沢	5	〃	10,000	6.7	127	
20	茗荷池	〃	岩根字入茗荷	2 6	〃	2,000	5.1	83	
21	鳥足池	阿武隈川	高木字水境 17	1 0	〃	9,000	6.6	30	
22	明戸石池	〃	高木字明戸石	2 0	〃	3,000		53	
23	大池	〃	高木字重石 1	2 0	〃	14,000	12.0	67	
24	重石池	〃	高木字重石 14	2 0	〃	12,000	12.0	77	
25	新池	〃	高木字中滝 42	1 0	〃	2,000	4.0	40	
26	中滝池	〃	高木字中滝 40	1 0	〃	7,000	7.0	47	
27	滝ノ入池	〃	高木字中滝 33	1 0	〃	3,000	5.5	89	
28	中前田池	阿武隈川・五百川	岩根字中前田 37	2 2	〃	2,600	2.2	50	
29	東前田池	〃	岩根字東前田 39	2	〃	1,000	2.0	22	
30	二ツ池下	〃	岩根字蛇沢	5	〃	6,500	5.2	95	
31	長箴池	阿武隈川・瀬戸川	青田字長箴 31	2	〃	2,100	3.2	60	
32	小池	〃	青田字小池 47-1	2	〃	800	1.8	45	
33	作田上ノ池	阿武隈川	字作田 1	2	〃	1,100	2.2	38	
34	作田下ノ池	〃	字作田 23	2	〃	1,300	2.7	34	
35	寺池	〃	高木字舟場 56	2	〃	2,000	2.6	66	
36	白旗溜池	阿武隈川・仲川	和田字白旗 28	2 3 5	〃	11,900	7.2	95	

番号	池沼名	水系名支線名	所在地	受益面積 (ha)	型式	貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤高 (m)	堤長 (m)	要改修 内容
37	真光寺大池	〃	和田字西明内 144	2	〃	4,300	3.5	66	
38	返シ内池	〃	和田字返シ内 38	5	〃	4,300	3.5	58	
39	中島池	〃	和田字戸ノ内 177	3	〃	1,700	4.0	24	
40	小館池	阿武隈川・浅川	和田字小館 132	5	〃	4,100	3.0	35	
41	桜内池	阿武隈川・仲川	和田字久保入 56	3	〃	2,800	4.0	35	
42	荒池	〃	糠沢字礼堂 23	7	〃	9,000	3.0	90	
43	礼堂池	〃	糠沢字礼堂	2	〃	1,200	3.8	44	
44	八幡田池	〃	糠沢字葭池 164	3	〃	2,600	4.0	45	
45	池端池	〃	糠沢字羽黒 337	2	〃	500	2.0	34	
46	東笹田池	〃	糠沢字東笹田 65	4	〃	1,500	2.5	47	
47	尽沢池	〃	糠沢字石ヶ作 61	3	〃	1,700	3.3	34	
48	西笹田池	〃	糠沢字西笹田 115	9	〃	7,100	2.6	60	
49	貉池	〃	糠沢字高松 226	4	〃	500	3.0	32	
50	高松池	阿武隈川	糠沢字高松 100	4	〃	300	2.7	31	
51	長屋平大池	阿武隈川・白岩川	長屋字大池 18	20	〃	29,600	4.3	94	
52	滝池	〃	長屋字滝池 18	15	〃	21,900	4.8	81	
53	田平池	〃	長屋字田平 20	16	〃	16,100	4.8	76	
54	谷戸池	〃	長屋字桑原前 1	5	〃	4,000	4.3	47	
55	沢口池	〃	白岩字沢口 227	63	〃	19,500	7.0	71	
56	屋戸池	〃	白岩字高槻 28	7	〃	4,300	2.8	35	
57	鏡田池	〃	白岩字寺内 55	2	〃	3,800	3.2	65	
58	梶内池	〃	白岩字梶内 2	8	〃	1,800	4.0	31	
59	狐石池	〃	白岩字梶内 191	8	〃	6,900	4.5	52	
60	蟹沢池	〃	白岩字梶内 227	4	〃	1,100	4.5	48	
61	栗ノ木平池	〃	白岩字柳内 58	2	〃	9,700	4.6	91	
62	赤池	〃	白岩字柳内 445	4	〃	6,100	3.5	55	
63	屋戸ヶ入池	〃	白岩字柳内 678	2	〃	1,100	3.2	23	
64	金池	〃	白岩字黒内 152	2	〃	1,500	3.7	33	
65	芦ヶ沼池	〃	白岩字宮ノ下 13	10	〃	11,400	4.0	105	
66	竹ノ作池	阿武隈川・朝日出川	白岩字竹ノ作 188	5	〃	3,200	3.3	37	
67	大岩入池	〃	白岩字大岩入 153	10	〃	15,000	13.5	44	
68	陣場池	〃	白岩字陣場 18	3	〃	1,800	3.2	33	
69	平郎内池	阿武隈川・白岩川	松沢字平郎内 86	2	〃	1,000	2.7	30	
70	安達疏水溜池	阿武隈川・仲川	和田字西明内 128	37	〃	34,800	11.0	78	
71	大谷戸溜池	〃	和田字大谷戸 65	3	〃	2,700	18.5	42	
72	菖蒲田池	阿武隈川・白岩川	長屋字井ノ上後 55	3	〃	800	3.0	31	
73	埋内中池	〃	白岩字埋内 860	2	〃	500	1.6	39	

番号	池沼名	水系名支線名	所在地	受益面積 (ha)	型式	貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤高 (m)	堤長 (m)	要改修 内容
74	塩ノ崎池	〃	白岩字塩ノ崎 993	13	〃	3,800	4.6	80	
75	岳山池	〃	白岩字塩ノ崎 992	4	〃	3,000	6.6	54	
76	雨堤池	阿武隈川・朝日出川	稲沢字雨堤 127	3	〃	100	2.5	32	
77	大柳池	〃	稲沢字飛内 212	4	〃	500	3.0	43	
78	上喜多池	〃	稲沢字上喜多 174	6	〃	700	3.6	49	
79	道法内池	阿武隈川・白岩川	長屋字道法内 6	5		9,100	4.0	69	
80	鴨内池	阿武隈川・仲川	糠沢字鴨内	1		600	3.5	36	
81	熊野前池	〃	和田字西明内	2		700	2.0	31	
82	五味池	阿武隈川・白岩川	白岩字沢口 357	1		1,100	2.7	63	
83	小田部池	阿武隈川・仲川	糠沢字小田部 81	1		500	2.5	26	
84	諏訪池	〃	和田字諏訪 24	1		200	2.0	24	
85	団子森池	阿武隈川・朝日出川	稲沢字後品竹 175	1		500	1.8	30	
86	長屋荒池	阿武隈川・白岩川	長屋字荒池	1		1,000	2.4	60	
87	長作池	阿武隈川・仲川	和田字返シ内	2		2,200	3.5	40	
88	堤崎	阿武隈川・白岩川	白岩字堤崎 798	1		1,000	2.2	50	
89	堀ノ内ため池	阿武隈川・仲川	和田字堀ノ内 2	3		2,000	7.7	51	
90	白久保池	阿武隈川・白岩川	白岩字梶内 585	2			1.0	45	
91	宮前池	阿武隈川・小浜川	稲沢字階 29			60	2.9	13	
92	松ヶ作池	阿武隈川・白岩川	白岩字松ヶ作			2,900	5.0	53	
93	狐石上池	〃	白岩字梶内 585	2			1.0	45	